

行財政改革の推進

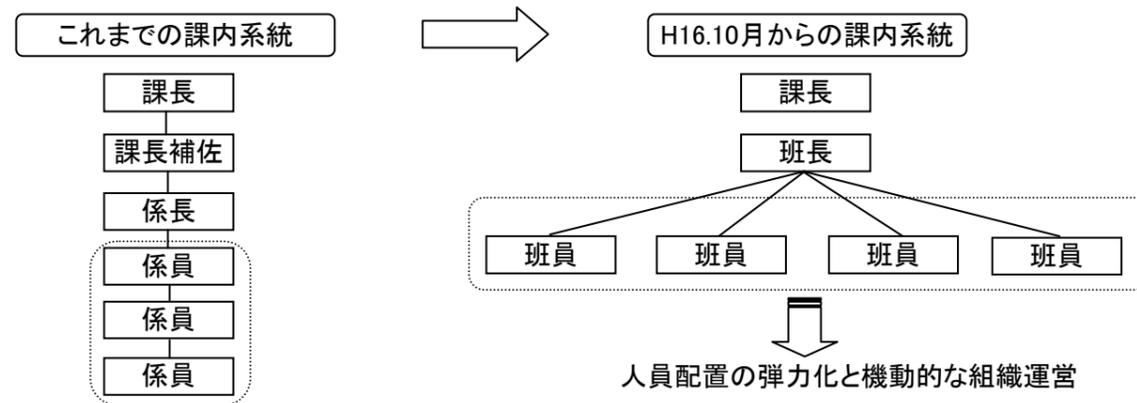
国が示した「三位一体の改革」によって、国庫補助金、地方交付税などの削減額が予想以上に大きく、ほとんどの自治体が予算を組むのに大変な苦勞をしています。津南町も例外ではありません。これは合併しても同じことです。こうした町財政の状況を踏まえ、なお一層の行財政改革を断行していく必要があります。

行財政改革は財政の健全性を確保するための手段であり、それが目的ではありません。町の将来に夢と希望と誇りを持つことができる町政を実現するために、職員一丸となって取り組んでまいります。

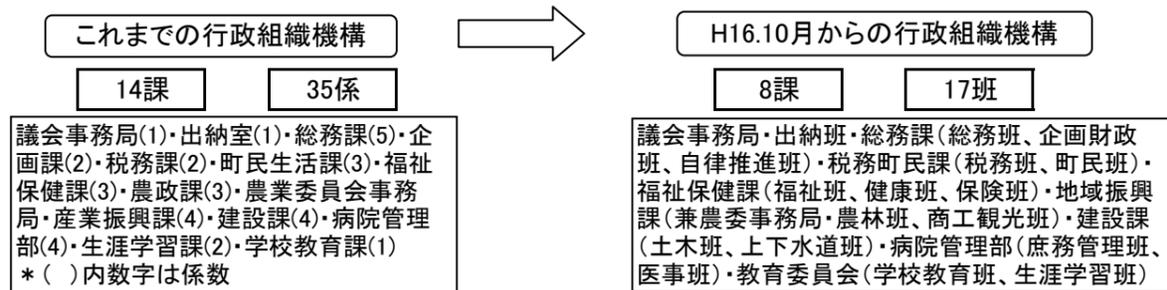
行政組織機構の見直し

役場組織の改革

- 1 特別職等の削減→助役の収入役兼務と教育長の非常勤化
- 2 役場組織の見直し（H16.10.1実施）
 - 迅速な意思決定、新しい行政課題、自律に向けての施策等への機動的・弾力的な組織運営の確保等を図るため機構改革を実施
 - (1) 組織のフラット化・グループ制への移行



(2) 課の整理統合



(3) 執務姿勢の変更

対話型の町政を目指し、職員がカウンターを正面にする執務体制に移行

- 3 現業分野職員の退職者不補充
現業部門については、退職に伴う採用は行わない。

- 4 (1) 一般職員、保育所職員の削減
職員の年齢構成等を考慮しながら計画的な採用を行い、適正な定員管理を行う。

	H15	H17	H22	H27	H32	H37
一般職員数	164	157	142	109	97	97

- 5 時間外勤務手当の削減
機構改革に伴う組織のフラット化とグループ(班)制により人員配置の弾力化と機動的な組織運営
- 6 職員給与の見直し
職員給料については、公務員制度改革に合わせて検討を行う。
職員給料の商品券による支給については、法律上の問題と効果に疑問があり実施しない。
(実施済み・特別職給与10%削減・管理職手当削減・管理職残業手当なし)

議会改革

- 1 議員定数の削減と議員報酬の引き上げ (議員の方から十分議論していただきます。)
平成19年度から定数18人→14人、平成23年度から定数14人→10人
議員報酬 現行192,000円→平成19年度230,000円→平成23年度300,000円

農業委員会改革

- 1 委員定数の削減 (委員の方から十分議論していただきます。)
人口・農家数に応じて段階的に削減する。
平成17年度から定数22人→18人(選挙人16人→14人)、平成23年度から定数18人→16人(14人→12人)

委員会・審議会改革

- 1 必要最小限人数に削減
法令に基づく定数を超えるものは定数まで削減する。その他非常勤特別職等は必要最小限にする。

歳出削減に向けた取り組み

- 1 事務事業の徹底した見直し
毎年度事務事業の点検、評価を行い、徹底した見直しを行う。
毎年8月に班長で構成する課別自律推進リーダー会議で最終評価を行い、次年度の予算に反映させる。

歳入確保に向けた取り組み

- 1 町税収入の確保
滞納整理の強化と納税に対する理解促進に取り組む。
新たな税等の検討(入湯税の引き上げ、観光協力料)
- 2 使用料・手数料の見直し
受益者負担の原則を徹底させるため、使用料・手数料の引き上げや減免規定の見直しを行う。
- 3 町有財産の有効活用
町有財産のうち有効に活用されていないものや保有する必要のないものは、売却、賃貸等を進める。

計画の進行管理

- 1 進行管理の体制
総務課が主体になって行う。
- 2 計画の見直し
町づくり検討委員代表11名と各班長で構成する自律計画管理委員会を設置し、毎年度事業の進捗状況及び計画の見直しを行う。